

【事例 97】「あなたの携帯番号が書いてあっても、架空請求は無視して！！」

【事例】 自宅に封筒が届き、外袋には「重要」と赤い印が押してあった。開封すると、「訴訟最終告知のお知らせ」と書かれており、氏名とともに携帯番号も書かれており、「携帯電話で利用された契約不履行による民事訴訟として、身辺調査の開始・訴状の提出がされたので、期日までに本人から連絡するように」と要求している。心当たりはないので無視したいが、大丈夫だろうか。 (50歳代・女性)

【対処法】 ① 最近、はがきに代えて封書による架空請求が確認されました。② 訴訟になるとか身辺調査をする、という脅し文句のほかに、自分の携帯電話の番号が記載されているので、心配のあまり連絡したくなりますが、電話を掛けると脅されて、金銭を要求されることとなります。③ 訴訟に関する通知は「特別送達」という書式で、郵便局員が直接手渡す形で届く決まりです。ポストに投げ込まれるものではありません。④ 心配だったり、どうしてよいか迷ったら、相手の電話には絶対に連絡をしないで、消費生活センター（局番なしの188）や、信頼できる友人や家族などに相談しましょう。

※何か問題が起こったら、企画課の消費相談窓口で相談しましょう。